

松阪市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

平成 24 年 1 月 13 日告示第 5 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 207 号
改正 平成 29 年 3 月 6 日告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要領は、松阪市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱第 12 条の規定に基づき、確認検査について必要な事項を定め円滑な処理を図ることを目的とする。

(検査の種類及び検査の手順)

第 2 条

1 一般検査

(1) 実施方針及び実施計画の策定

実施方針及び実施計画を策定する。計画には、実施対象、実施方針、実施時期を定める。

(2) 検査実施通知

検査対象事業者への検査実施の通知は、実施の概ね 1 箇月前までに別紙様式 1 により行うものとする。

(3) 検査実施

① 報告の徴収

届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制の整備・運用状況を確認する。

② 改善指導

①の業務管理体制の報告で不備が認められた場合、事業者から運用状況を聴取する。また、状況に応じ改善報告を求める。

なお、①及び②については、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、これは報告の徴収であり立入検査でないことに留意する。

③ 立入検査の実施

②で業務管理体制の改善を求めたにもかかわらず、改善が見込まれない場合、事業者本部等への役員との面談方式で立入検査を実施し運用実態を検証する。

本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である市町と連携し、指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。

(4) 検査結果の報告

別紙様式 3-1 により検査報告書を作成し、所属長に報告する。

(5) 検査の結果通知

① 書面で検査を実施した事業者については、報告事項を集計の上、事業者規模、法人種別、主な実施サービス等毎に、傾向、留意点、取組事例等の総評を加えて集団指導等において周知する。

② 実地検査を実施した事業者に対しては、整備・運用状況を確認の上、特に改善を要する事項がない場合は、検査終了時に、結果通知に替えて、口頭でその旨を伝えることとする。

(6) 改善勧告の実施等

立入検査を実施した結果、改善を必要とする事項が認められた場合は、改善勧告の内容等を検討のうえ、別紙様式 4 により「改善勧告」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

(7) 改善報告に係る対応について報告聴取

報告のあった内容を確認し、改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

(8) 改善命令の実施等

勧告に係る措置をとらなかったときは、別紙様式 5 により「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

(9) 特別な措置

状況に応じて市町と連携して指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証する（(3)の③の時点で検証している場合には、この限りではない）。

(10) 指定取消・連座制の適用

命令違反した場合は、当該違反の内容を別紙様式 6 により関係市町に通知し、あわせて指定事業所等の指定等取消又は既に指定事業所等の指定取消が行われた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨を別紙様式 7 により通知する。

2 特別検査

(1) 報告の聴取等

指定事業者等の指定取消処分相当事案発覚の報告を受け、速やかに対応する。

(2) 立入検査実施通知

検査対象事業者へ別紙様式 2 により検査の実施を通知する（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。）。

(3) 立入検査実施

① 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定取消処分相当事案が業務管理体制におけるいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。

② 指定事業所等の指定取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証する。

③ 本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。

(4) 検査結果報告

別紙様式 3-2 により検査報告書を作成し、立入検査を実施した場合は、改善勧告の内容等を検討する。

(5) 改善勧告の実施等

別紙様式 4 により、改善勧告文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

(6) 改善勧告に係る対応について報告聴取

内容を確認して、改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

(7) 改善命令の実施等

勧告に係る措置をとらなかったときは、別紙様式 5 により「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

(8) 連座制の適用

- ① 命令違反した場合は、当該違反の内容を別紙様式 6 により関係市町等に通知する。
- ② 指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係市町等に他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨を別紙様式 7 により通知する。

なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。

(実施体制)

第 3 条 検査は、原則として次の号に掲げる基準により編成して実施するものとする。

- (1) 一般検査は、健康福祉部介護保険課職員 2 名以上
- (2) 特別検査は、健康福祉部介護保険課職員 2 名以上
- (3) 検査は、2 名以上の職員で実施し、その内 1 名は、一般検査においては、原則として係長級以上の職にある者、特別検査においては、原則として課長補佐級以上の職にある者を充てる。

(検査担当職員の留意事項)

第 4 条 検査担当職員は検査に当たり次の事項に留意するものとする。

- (1) あらかじめ指導の手順及び分担等を定め、効率的に行うよう努めるとともに、事業者等の業務に支障のないよう留意するものとする。
- (2) 検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関し、そのプロセスチェックに重点を置いて検証すること。

ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセスチェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する。

附 則

この告示は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 207 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 6 日告示第 38 号）
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

第 号
平成 年 月 日

会社（法人）名

代表者名 様

松阪市長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
- 2 提出書類
届出事項の内容について確認できる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規定の内容 ※
 - ・業務の執行状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付（照会先を明記すること）
- 4 提出期限
平成 年 月 日（ ）
- 5 提出場所
松阪市健康福祉部介護保険課
- 6 担当者

【別紙様式2】（特別検査実施通知）

第 号
平成 年 月 日

会社（法人）名
代表者名 様

松阪市長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

貴社（法人）に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
 - 2 立入検査の日時及び場所
平成 年 月 日（ ）
〇〇会社（法人）本社（部） 内
 - 3 検査担当者
松阪市健康福祉部介護保険課指導監査係
 - 4 立入検査の内容
 - ① 業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）
 - ② 指定事業所の不正事案に関すること
 - 5 準備する書類
 - ① ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規定の内容 ※
 - ・業務の執行状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※（※印は、義務付けされている事業者のみ。）
 - ②不正事案発生の指定事業所に関するもの。
- （注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。
- 6 担当者

【別紙様式 3 - 1】

業務管理体制確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日数	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
検査担当者名	

〈報告概要〉

届出状況	運用状況	今後の対応方針 (改善事項)

※参考資料を添付すること

【別紙様式 3 - 2】

業務管理体制確認立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日数	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
検査担当者名	

〈報告概要〉

検査結果の総評	今後の対応方針	改善報告
		<input type="radio"/> する <input type="radio"/> しない

※ 参考資料を添付すること

業務管理体制確認立入検査結果報告書

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者（役員等）の認識
<p>※ 組織的関与の有無、具体的な関与の事実を記載する。 （どこで、誰が、どのように関与していたのか。）</p>		

2 業務管理体制について

現状の確認（具体的な運用状況）	問題点（改善を要する事項）	事業者（役員等）の理解・認識
<p>※法令により定められた届出事項の内容を確認するとともに、業務管理体制の運用状況（全体像）を①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動のプロセスに分けて具体的に記載する。</p> <p>1 届出事項の内容</p> <p>2 業務管理体制</p> <p>①方針の策定</p> <p>②内部規程・組織体制の整備</p> <p>③評価・改善活動</p>	<p>※ 不正事案を未然に防止することができなかった業務管理体制の問題点（欠点）を記載する。</p>	

「報告の徴収等」実施報告書

自治体名	
自治体担当者	
実施日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
実施担当者名	

〈報告概要〉

実施状況等	助言の内容
<p>※ 下記について一般検査、特別検査を区分し具体的に記載すること。</p> <p>1 規程等の整備状況及びその内容</p> <p>2 実施方法（体制）</p> <p>3 実施結果</p> <p>4 その他（意見等）</p>	<p>※助言した場合にその内容を記載する。</p>

※参考資料を添付すること

【別紙様式 4】（改善勧告）

第 号
平成 年 月 日

会社（法人）名

代表者名 様

松阪市長

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 140 条の 39 第〇号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第 115 条の 34 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第 2 項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第 3 項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとることを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 改善報告書の提出

（1）別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

（2）提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

（3）改善状況を確認するため、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

6 担当者

(別添)

勧告事項改善報告書

平成 年 月 日

(宛先) 松阪市長

法人名

住所

代表者名

印

(法人代表者印)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式 5】（改善命令）

第 号
平成 年 月 日

会社（法人）名
代表者名 様

松阪市長

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇〇号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 改善報告書の提出
 - （1）別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。
 - （2）提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内（この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）に松阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 6 担当者

(別添)

命令事項改善報告書

平成 年 月 日

(宛先) 松阪市長

法人名

住所

代表者名

印

(法人代表者印)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

【別紙様式 6】（命令違反の通知）

第 号
平成 年 月 日

関係市町長 様

松阪市長

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）
第 1 1 5 条の 3 4 第 5 項の規定に基づき通知します。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名

2 違反の内容

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号による命令の違反

3 その他

本件は、法第 7 8 条の 4 第 7 項、法第 1 1 5 条の 1 4 第 7 項の規定する
義務に違反したものと認めます。

よって、法第 7 8 条の 1 0 第 6 項、法第 1 1 5 条の 1 9 第 6 項に該当し
ます。

※ 適用条項は、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス
の例

4 担当者

【別紙様式7】（権限行使の通知）

第 号
平成 年 月 日

関係市町長 様

松阪市長

権限行使の結果（通知）

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の33第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要等

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

法第78条の2第4項及び法第78条の12準用第70条の2第4項、法第
115条の22第2項及法第115条の31準用第70条の2第4項に該当
※ 適用条項は、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの例
の例

- 4 担当者

【別紙様式 8】（報告の徴収等実施通知）

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事又は市町長様

松阪市長

介護保険法第 197 条第 2 項の規定に基づく報告の徴収等（通知）

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 報告を求める事項等
 - ・ 一般検査及び特別検査の実施に関する内容
 - ・ 意見交換（実施に当たっての問題点）

- 2 日程等
平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

- 3 実施場所
〇〇市役所内

- 4 担当者
健康福祉部介護保険課

- 5 準備していただく書類等
 - ・ 検査の実施方法等を定めた規程又はこれに類する書類
 - ・ 検査実施に関する書類（検査結果、内容及び行政上の措置等がわかる書類）

- 6 担当者